

中退共 小企業退職金共済制度

ちゅう たい きょう

中退共制度は中小企業のための国の退職金制度です



パートタイマーや家族従業員も加入できます

安心・確実

掛金の一部を
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税。
手数料も
一切かかりません。

簡単管理

社外積立型で管理が
簡単です。退職金試算額
もお知らせします。

ポータビリティ

離転職時に他の退職金共済
との間で退職金相当額の
移換も可能です。

初めての方にも
分かりやすい

ホームページで制度説明動画配信中!



ネットで
検索

詳しい資料はホームページからご請求ください。

中退共

検索

スマホで
検索



中退共
CHU-TAI-KYO

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL: 03-6907-1234 FAX: 03-5955-8211

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

(2019.09)



ちゅう たい きょう

「中退共制度」がサポート

元気に働く中小企業に大きな安心を



ちゅう たい きょう

中退共制度のしくみ

1 加入申し込み

申込書を金融機関、委託事業主団体または委託保険会社に提出してください。中退共本部と退職金共済契約を締結後、共済手帳を送付します。



申込書



委託事業主団体



金融機関

加入申込

加入申込

加入申込

中退共本部

共済契約



共済手帳

送付

2 掛金の納付

毎月の掛金は口座振替で金融機関に納付します。掛金は全額事業主の負担になります。要件を満たせば、掛金の一部を国が助成します。



口座振替

有利

安心

確実

金融機関

加入特典

提携施設を割引利用できます

提携施設を割引利用できます

提携施設を割引利用できます

提携施設を割引利用できます

提携施設を割引利用できます

提携施設を割引利用できます

3 退職金の支払い

事業主は「退職金共済手帳(請求書)」を従業員に渡します。従業員の請求に基づき、中退共本部から退職金が直接支払われます。



退職金共済手帳

退職金共済手帳(請求書)

退職したとき

退職する従業員

退職者本人が中退共本部へ請求

本人の口座へ退職金を振込

本人の口座へ退職金を振込

本人の口座へ退職金を振込

本人の口座へ退職金を振込

本人の口座へ退職金を振込

本人の口座へ退職金を振込

本人の口座へ退職金を振込

本人の口座へ退職金を振込

退職金額の目安

掛金が毎月10,000円の場合

5年後 ▶ 608,200円

10年後 ▶ 1,265,600円

20年後 ▶ 2,666,600円

※金額は法令の改正により変わることがあります。

加入できる企業

常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが、次の範囲内であれば加入できます。個人企業や公益法人等の場合は、常時雇用する従業員数によります。

一般業種

常用従業員数
300人以下

または

資本金・出資金
3億円以下

卸売業

常用従業員数
100人以下

または

資本金・出資金
1億円以下

サービス業

常用従業員数
100人以下

または

資本金・出資金
5千万円以下

小売業

常用従業員数
50人以下

または

資本金・出資金
5千万円以下

※詳細はHPをご覧ください。

制度についてのご相談は、下記のコーナーでも承っております

電話受付 9:00~17:00 ※土日祝日は除く

中退共
名古屋コーナーTEL:052-856-8151
FAX:052-856-8155中退共
大阪コーナーTEL:06-6536-1851
FAX:06-6536-1850

資料請求 ※詳しい資料は FAX または封書にてご請求ください。

FAX:03-5955-8220

住所 〒

名称または氏名

TEL ()

担当者のお名前

業種

資本金

円

常用従業員数

人

パート従業員数

人

■ご請求いただいた際は、よくわかる中退共制度詳細版(あらまし)と新規契約申込書をご送付させていただきます。

配布団体名

※ご記入いただきました個人情報は、中退共本部の加入促進活動に必要な範囲内で利用させていただきます。中退共本部では個人情報を適切な安全対策のもとに管理し、漏えいなどの防止に努めます。また、お客様の同意なく第三者に開示・提供はいたしません。